

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

- (1) 被申請人らは、連帯して、申請人 a（以下「申請人 a」という。）  
に対し、645万円を支払え。
- (2) 被申請人らは、連帯して、申請人 b（以下「申請人 b」という。）  
に対し、720万円を支払え。

2 被申請人ら

- (1) 被申請人 c 株式会社（以下「被申請人 c」という。）  
申請人らの被申請人 c に対する裁定申請を棄却する。
- (2) 被申請人 d（以下「被申請人 d」という。）  
申請人らの被申請人 d に対する裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人 c が発注し、被申請人 d が施工した建物解体工事に伴う騒音、振動により、精神的苦痛等の被害を受けたと主張して、不法行為に基づき損害賠償を求めている事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実，文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

申請人らの肩書の住所地には別紙図面 1 の建物（以下「申請人ら建物」という。）があり，その一部を申請人らの居室部分として使用し，その余の部分は茶室（e）として使用していた。申請人ら建物に隣接して，申請人 a が代表者を務める f 株式会社の工場の建物がある。

被申請人 c は，別紙物件目録 1 (1)ないし(10)の土地（以下「本件解体工事の敷地」という。）上に存する別紙物件目録 2 (1)ないし(4)の建物（以下，同目録(1)の建物を「A棟」，同(2)の建物を「B棟」，同(3)の建物を「C棟」，同(4)の建物を「D棟」といい，これらの建物を併せて「本件各建物」という。）の解体工事（東京都豊島区 g ○丁目●●－△△豊島区 g ○丁目解体工事。以下「本件解体工事」という。）の発注者であり，被申請人 d は，本件解体工事の施工者である。

## (2) 本件解体工事の概要

ア 被申請人 d は，平成 27 年 4 月 20 日ころ，本件解体工事に着工した。本件各建物は，別紙図面 2 のとおり，A 棟から D 棟まであり，被申請人 d は，これらの建物を解体して，本件解体工事の敷地を更地にする作業を行っていた。本件各建物のうち申請人ら建物に近い位置関係にあったのは A 棟と C 棟であった。

本件解体工事の作業時間は，おおむね，午前 8 時から午後 6 時までであり，午後 5 時以降は主に後片付けを行い，休憩時間は午前 10 時から午前 10 時 30 分まで，午後 0 時から午後 1 時まで及び午後 3 時から午後 3 時 30 分までであって，日曜日と祝祭日は休工日であった。

本件解体工事は，平成 28 年 2 月末に完了した。

イ 騒音規制法は，都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が指定した地域における特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち，著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるもの）の騒音を規制しているところ（騒音規制法 2 条 3 項， 3 条， 14 条），本件は指定

地域内にあり，特定建設作業の騒音は，特定建設作業の場所の敷地境界線において，85dBを超えてはならないとされている（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準〔昭和43年厚生省・建設省告示1号〕1項）。

また，振動規制法は，都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が指定した地域における特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち，著しい振動を発生する作業であって政令で定めるもの）の振動を規制しているところ（振動規制法2条3項，3条，14条），本件は指定地域内にあり，特定建設作業の振動は，特定建設作業の場所の敷地境界線において，75dBを超えてはならないとされている（振動規制法施行規則11条，別表第1第1号）。

ウ 被申請人dは，平成27年5月12日，豊島区長に対し，本件解体工事のうち一部の工事が，騒音規制法及び振動規制法上の特定建設作業に該当するとして，以下の内容の特定建設作業実施の届出をした（乙9の1，乙9の2）。

① 騒音規制法における特定建設作業実施の届出（乙9の1）

特定建設作業の種類

さく岩機作業

機械の名称，型式及び仕様

ジャイアントブレイカーMKB1500SS

ハンドブレイカー東空TCB-300

特定建設作業の実施の期間

平成27年5月22日から平成27年9月30日まで

② 振動規制法における特定建設作業実施の届出（乙9の2）

特定建設作業の種類

ブレイカー作業・さく岩機作業

機械の名称，型式及び仕様

ジャイアントブレイカーMKB800SS

特定建設作業の実施の期間

平成27年5月22日から平成27年9月30日まで

被申請人dは，上記の特定建設作業の届出につき，特定建設作業の実施期間に変更があったため，平成27年9月18日，豊島区長に対し，本件解体工事につき，再度，以下の内容の特定建設作業実施の届出をした（乙9の3，乙9の4）。

① 騒音規制法における特定建設作業実施の届出（乙9の3）

特定建設作業の種類

削岩機作業

機械の名称，型式及び仕様

ジャイアントブレイカーMKB1500SS

ハンドブレイカー東空TCB-300

特定建設作業の実施の期間

平成27年10月1日から平成28年1月30日まで

（なお，終期につき届出書自体の記載は，「平成27年1月30日」と記載されているが，記載内容自体から明らかな誤記であり，添付の工事工程表によれば平成27年ではなく平成28年であると認めることができる。）

② 振動規制法における特定建設作業実施の届出（乙9の4）

特定建設作業の種類

ブレイカー作業・削岩機作業

機械の名称，型式及び仕様

ジャイアントブレイカーMKB1500SS

特定建設作業の実施の期間

平成27年10月1日から平成28年1月30日まで

(なお、終期につき届出書自体の記載は、「平成27年1月30日」と記載されているが、記載内容自体から明らかな誤記であり、添付の工事工程表によれば平成27年ではなく平成28年であると認めることができる。)

(3) 被申請人dによる騒音測定について

被申請人dは、平成27年7月10日から、本件解体工事の敷地境界付近5か所とh川の対岸1か所において騒音の測定していた(各測定場所の位置関係は別紙図面2記載の①～⑥のとおり)。

(4) 申請人らは、平成27年8月10日、公害等調整委員会に対し、本件裁定申請を行った。

2 当事者の主張

【申請人らの主張】

(1) 加害行為

ア 被申請人らは、本件解体工事を開始した以後、大型重機等を稼働させ、70～80dB程度の騒音や震度3程度の振動を発生させた。

イ 申請人らは、平成27年5月ころから何度も被申請人らに対して苦情を申し立てていたが、被申請人らは申請人らに我慢を強いる一方的な物言いしかしなかった。

ウ 被申請人らは、本件解体工事の騒音・振動が規制法上の基準値を超えていないことを主張しているが、規制法上の基準値を超えていなければ申請人らに被害を与えていないということにはならない。

(2) 被害及び損害

ア 申請人a

(ア) 申請人aは、本件解体工事の騒音・振動により、居室内で休憩時間や土曜日にゆっくり休むことができず、不安を感じた。

申請人 a は、騒音・振動を避けるため引越が必要となり、申請人ら建物と同程度の住居を確保するためには戸建てで月 80 万円、マンションで月 120 万円程度の賃料が必要である。これらのうち、申請人 a は、引越費用 30 万円の往復分と、賃料分（月 25 万円）として工事予定期間の 12 か月分を損害として主張する（なお、本件裁定申請後の平成 27 年 9 月 19 日に引越をした。）。

引越費用 30 万円×2 回＝60 万円

（実際の引越費用は 44 万 9000 円であり、往復で 89 万 8000 円となる。）

賃料 25 万円×12＝300 万円

（実際の引越後の 1 か月の賃料は 13 万 7800 円、駐車場代が 3 万 1104 円であり、それらの 12 か月分の合計は 202 万 6848 円である。）

また、本件解体工事に伴う騒音・振動による申請人 a の慰謝料は、1 か月当たり 10 万円として工事予定期間である 12 か月分で、120 万円が相当である。

(イ) 申請人 a は、申請人ら建物の一部で茶室 e を経営しており、貸し茶席を営んでいるが、本件解体工事による騒音・振動があるため、貸し茶席の申し出を断わざるを得なかった。その人数は、平成 27 年 6 月 20 日に 10 人、同年 9 月 6 日に 5 人、同月 12 日に 8 人、同月 13 日に 5 人、同年 10 月 3 日に 8 人、同月 10 日に 6 人、同月 15 日に 10 人、同月 17 日に 3 人、同月 20 日に 7 人、同月 26 日に 4 人であり、合計 66 人であった。したがって、1 人当たりの単価 2 万 5000 円に合計人数を乗じた金額が茶室 e 分の損害である。

1 人当たりの単価 2 万 5000 円×66 人＝165 万円

イ 申請人 b

(ア) 申請人bは、93歳になる高齢者であり、病気のため居室で休む生活をしてきたが、居室と工事現場の距離が3m程度しか離れておらず、本件解体工事の騒音・振動により、ゆっくりと休むことができなかった。工事期間中の6月には、心臓が痛くなり、国立国際医療センターを受診することもあった。

申請人bは、騒音・振動を避けるため引越が必要となり、申請人ら建物と同程度の住居を確保するためには戸建てで月80万円、マンションで月120万円程度の賃料が必要である。これらのうち、申請人bは、引越費用30万円の往復分と、賃料分（月25万円）として工事予定期間の12か月分を損害として主張する（なお、本件裁定申請後の平成27年9月8日に引越をした。）。

引越費用 30万円×2回＝60万円

（実際の引越費用は39万3120円であり、往復で78万6240円となる。）

賃料 25万円×12＝300万円

（実際の引越後の1か月の賃料は19万8000円であり、その12か月分と礼金19万8000円の合計は257万4000円である。）

また、本件解体工事に伴う騒音・振動による申請人bの慰謝料は、1か月30万円の工事予定期間である12か月分で、360万円が相当である。

#### ウ 合計

申請人a 645万円（引越後の金額をもとにすると、577万4848円となる。）

申請人b 720万円（引越後の金額をもとにすると、696万0240円となる。）

(3) 上記(1)及び(2)によれば、被申請人dは、申請人らに対し、民法709条に基づく不法行為責任を負う。

また、被申請人cは、上記(1)及び(2)に加え、本件解体工事の発注者であり、施工者である被申請人dの申請人らに対する工事説明に同行し、本件解体工事現場と申請人ら建物の位置関係を把握し、申請人らの生活状況やeの営業状況を認識した上で、被申請人dと打ち合せながら本件解体工事を行ったものであるから、申請人らに対して騒音・振動の被害を及ぼさないような措置を十分に講ずるように施工者に命ずべき義務があったにもかかわらず、これを怠った過失があるから、民法716条ただし書に基づく不法行為責任を負う。

#### 【被申請人らの主張】

(1) 受忍限度の範囲内であること

社会生活を営む上である程度の騒音や振動は発生するものである以上、解体工事における騒音・振動が周辺住民に対する違法な騒音ないし振動として、不法行為が成立するためには、騒音や振動が受忍限度を超える場合に限られる。

本件解体工事は適法に行われており、これにより生じる騒音・振動は、以下の事情も考慮すれば、申請人らの受忍限度の範囲内であって、不法行為は成立しない。

ア 前記前提事実(2)イ、ウ記載のとおり、本件解体工事のうち特定建設作業が騒音規制法及び振動規制法の規制の対象となるところ、本件における騒音規制法上の基準値は85dBであり、振動規制法上の基準値は75dBであるが、本件解体工事時の騒音測定の結果(丙9)等によれば、いずれも基準値を超過していない。

イ 被申請人らは、申請人らを含む周辺住民に対し、本件解体工事前及び本件解体工事着工後も、本件解体工事についての説明を丁寧に行い、

申請人らに対しては戸別訪問を行い、クレームや要望についても丁寧に対応した。

ウ 被申請人らは、平成27年4月27日、申請人ら建物の敷地境界付近に防音対策として高さ3.4mの防音パネルを設置したり（丙4）、同年7月ころ、防音パネルに防音シートを設置する（丙8）などした。

エ 被申請人dは、平成27年6月ころ、申請人らから同月13日にお茶会を実施するため午前10時から午後3時まであまり大きな音を出さないようにして欲しい旨の要望があったため、配慮する旨を約束したりするなど、茶室の使用時間帯に合わせて解体工事の騒音・振動が発生しないよう配慮した。

## (2) 被害及び損害について

申請人らが主張する被害及び損害については、否認ないし争う。

上記(1)のとおり、受忍限度を超える被害は生じていないほか、申請人らが主張する損害は、いずれも本件解体工事と因果関係がない。

## 第3 当裁定委員会の判断

### 1 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（文中掲記の各証拠）及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (1) 申請人らの居住状況（職1。なお、位置関係は別紙図面1参照）

ア 申請人aの居室は、申請人ら建物のダイニングキッチン内に設置されたドアを開けた箇所にある階段を上がって、2階茶室の押し入れの奥に位置する箇所である。同居室は、部屋の奥行き（東西）が約5.5m、幅（南北）が約1.5mの長方形であり、本件解体工事現場側である東側にベッドが設置されているが、東側には窓は設置されておらず、本件解体工事現場側を確認できない構造の部屋になっている。

1階のダイニングキッチンからは、工房に続く通路があり、申請人a

は、普段、工房で仕事をしているが、昼休憩などの休憩時間に工房から上記通路を使って申請人ら建物に戻り、居室で休むなどしていた。

イ 申請人bの居室は、申請人ら建物の南側にある玄関から入って1階奥の洋間であり、ダイニングキッチンから申請人bの居室までの間にトイレが設置されている。申請人bの居室は、西側に入口があり、本件解体工事現場側である東側にベッドが置かれ、東側の壁には腰高窓がある。申請人bは、特に持病等で体調が悪いということはないが、居室内で過ごすことが多かった。

(2) 本件解体工事前の説明状況等

被申請人らは、平成27年4月ころ、本件解体工事を予定していることを書面で申請人らを含む近隣住民に通知し、その際、本件解体工事に伴う騒音・振動の発生を抑えるよう配慮する旨説明した(甲1)。被申請人らは、同月10日ころ、本件解体工事について、標識を設置し(乙5)、同月20日ころには、申請人ら建物に対する損傷状況等を確認するための事前調査を実施した(丙3の1)。

被申請人らは、同年5月21日、近隣住民に対し、本件解体工事に関する説明会を実施した(乙7の1及び2)。この際に近隣住民から出た要望に回答するため、被申請人らは、同年6月17日、近隣住民に対し、本件解体工事に関する説明会を再度実施した(乙8の1及び2)。

(3) 本件解体工事について(丙12, 17ないし19)

本件解体工事は、A棟、B棟、C棟及びD棟の各建物の解体工事であり、おおむね各建物ごとに準備工事(仮囲い、敷鉄板、ゲート設置、外部養成足場など)、内装撤去工事、建物解体工事、地下解体工事(地下室のある建物のみ)があり、建物解体後の埋戻し・整地工事、既存杭撤去工事があった。本件解体工事中に発生した廃材を搬出する作業もあった。

本件解体工事の具体的な時期及び内容はおおむね以下のとおりであった

(丙12)。

ア A棟（新館 RC（鉄筋コンクリート）造地下1階地上5階建）

平成27年4月21日ころ、準備工事を開始し、同月24日から同年5月19日ころまで、内装材の解体工事を実施した。同月29日ころから同年6月25日ころまで足場組立工事等の準備工事を実施した。同年6月26日から建物解体工事を開始し、同年9月17日ころまで同工事を実施し、同月18日から同年10月14日ころまで地下解体工事を実施した。その後、解体後の埋戻し等の工事が行われた。

建物解体工事は、屋上階から始まり、屋上階床、5階柱壁、5階梁床、4階柱壁という具合に下層階に向かって順に解体が行われた（丙18）

イ B棟（本館 SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造8階建）

平成27年4月21日ころ、準備工事を開始し、同月22日から同年5月23日ころまで、内装材の解体工事を実施した。同日ころから同年6月25日ころまで足場組立工事等の準備工事を実施した。同年6月26日から建物解体工事を開始し、同年8月22日ころまで同工事を実施した。その後、解体後の埋戻し等の工事が行われた。

建物解体工事は、屋上階から始まり屋上梁スラブ、7階柱壁、7階梁スラブ、6階柱壁という具合に下層階に向かって順に解体が行われた（丙17）。

ウ C棟（新棟 S（鉄骨）造2階建）

平成27年4月20日ころ、準備工事を開始し、同月28日から同年5月13日ころまで、内装材の解体工事を実施した。同月14日から同月15日までの間に足場組立工事を実施し、同月25日から27日の間に鉄骨屋根の解体工事を実施した。同年6月1日から8日までの間に足場組立工事を行い、同月15日に屋根の解体工事を実施し、

同年8月7日から11日の間に、壁の解体工事を実施し、同月24日  
ころから26日にかけて1階スラブの解体工事を実施した。その後、  
同年9月以降、地中障害撤去工事や杭抜き工事等が行われた。

エ D棟（事務所棟 S造2階建）

平成27年10月15日から21日の間に、建物の解体工事を実施  
した。

オ 上記各工事期間のうち、平成27年5月以降の内装材解体及び搬出工  
事の際は、1日に使用していた重機としては、バケットの容量が0.  
1 m<sup>3</sup>のバックホウ1台と0.45 m<sup>3</sup>のバックホウ1台であった。同年  
6月の建物解体工事が始まったころから、おおむねバケットの容量が  
0.1 m<sup>3</sup>のバックホウ4台程度、0.25 m<sup>3</sup>のバックホウ3台程度、  
0.45 m<sup>3</sup>のバックホウ1, 2台程度使用していた。同年7月21日  
ころから、バケットの容量が0.7 m<sup>3</sup>のバックホウを2台から4台程  
度使用し、同年8月中はバケットの容量が0.45 m<sup>3</sup>のバックホウ1  
台、0.7 m<sup>3</sup>のバックホウ4台を使用して工事を行い、同年9月以降  
は上記の重機に加えて、バケットの容量が0.25 m<sup>3</sup>のバックホウ1  
台も使用して工事を行った。同年10月中はバケットの容量が0.1  
m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.25 m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.45 m<sup>3</sup>のバ  
ックホウ1台、0.7 m<sup>3</sup>のバックホウ4台程度を使用して工事を行っ  
た。そのほか、25 tトラックも上記の各工事期間中を通じて使用し  
ていた。（丙12）

平成27年6月26日から同年7月18日の工事实施日において、  
前記前提事実(2)イ記載の特定建設作業に該当するハンドブレイカーを  
使用する作業があり、いずれの日も2台又は4台のハンドブレイカー  
を使用した（丙12）。他方、被申請人dが特定建設作業として届出  
をしたジャイアントブレイカーを使用する解体工事は実施されなかつ

た。

カ 上記の各工事時期及び工事内容からすれば、大型の重機が複数使用され、かつ建物自体を直接解体している期間である平成27年6月末ころから騒音が大きくなり、特にA棟とB棟を並行して解体していた同年7月下旬から8月下旬にかけての時期が特に騒音が大きかったものと認められる。これに対し、準備工事や解体後の埋戻し・整地等の工事については、使用した重機や工事内容からすると、騒音の程度は建物解体工事を実施しているときに比べて大きくなかったものとみるのが相当である。

(4) 被申請人らが本件解体工事に伴って実施した騒音対策について

被申請人らは、本件解体工事前に、A棟及びB棟の外周を覆う形で防音パネルを設置した(乙6)。また、C棟についても、申請人ら側の建物の外壁部分を覆う形で防音パネルを設置した(乙6, 乙12)。

被申請人らは、本件解体工事の敷地と申請人ら建物の敷地との間の境界線に平行して、高さ約3.4mの防音パネルを設置した(乙11)。当該防音パネルの裏側から申請人bの居室の窓までの距離は3m程度であった。他方、当該防音パネルからA棟までの距離は近いところで7m程度であり、当該防音パネルからC棟までの距離は近いところで8m程度であった。

また、平成27年7月24日ころ、被申請人らは、同防音パネルの上部から約1.7mまで覆う形で防音シートを設置した(乙11, 丙8)。

(5) 被申請人らの騒音測定について

被申請人dは、前記前提事実(3)記載のとおり、騒音測定を実施しており、そのうち、申請人ら建物に近い測定地点は別紙図面2記載の⑤の地点であった(本件各建物のうち、⑤の地点と最も近い建物はA棟であり、その距離は近いところで20m弱程度であった。)。上記地点の測定結果はおおむね別紙測定結果記載のとおりであった。

(6) 申請人ら又は申請人らの依頼による騒音測定の結果について

ア 申請人 a は、平成 27 年 7 月ころ、豊島区役所に対し、騒音の測定を依頼した。豊島区役所の担当者は、同月 24 日午前 9 時 50 分ころから、1 回の測定時間を 5 分として、合計 3 回、騒音計及び振動計を用いて騒音及び振動を測定した（測定場所は別紙図面 1 参照）。その測定結果の概要は以下のとおりであった（甲 2）。

騒音	$L_{A5}$	$L_{Amax}$	振動	$L_{V10}$	$L_{Vmax}$
1 回目	7.1 dB	7.9 dB	1 回目	6.4 dB	7.1 dB
2 回目	7.2 dB	8.1 dB	2 回目	6.7 dB	7.5 dB
3 回目	7.2 dB	8.0 dB	3 回目	6.6 dB	7.4 dB

イ 豊島区役所の担当者は、平成 27 年 7 月 28 日午前 10 時 50 分ころから、1 回の測定時間を 5 分として、合計 3 回、騒音計及び振動計を用いて騒音及び振動を測定した（測定場所は別紙図面 1 参照）。その測定結果の概要は以下のとおりであった（甲 2）。

騒音	$L_{A5}$	$L_{Amax}$	振動	$L_{V10}$	$L_{Vmax}$
1 回目	7.4 dB	8.1 dB	1 回目	6.2 dB	7.3 dB
2 回目	7.4 dB	8.4 dB	2 回目	6.0 dB	6.6 dB
3 回目	7.3 dB	8.2 dB	3 回目	5.9 dB	6.6 dB

ウ 申請人 a は、平成 27 年 10 月 13 日及び同月 19 日、騒音計及び振動計を用いて、騒音及び振動を測定した。その結果の概要として騒音計の表示が  $L_A$  101.4 dB, 同 90.4 dB, 同 98.5 dB, 振動計の表示が  $L_V$  55.0 dB, 同 48.0 dB, 同 55.3 dB, 同 50.2 dB とそれぞれ表示された画面を写した写真（甲 14）が証拠として提出されているが、いずれも測定時の状況が不明であり、適切な機器の使用方法により計測が実施されたのかどうか疑問があり、表示された結果をそのまま採用することはできない。

(7) 申請人らの被申請人らに対する要望について

申請人 a は、申請人ら代理人の i 弁護士を通じて F A X を送るなどして（甲 1 5）、平成 2 7 年 6 月末から 7 月にかけて、被申請人らに対し、本件解体工事による騒音被害の補償として、申請人 b の転居費用の負担を求めた。これに対し、被申請人らは、同年 7 月 1 5 日ころ、本件解体工事の騒音対策として、解体建物を防音パネルで囲うこと、本件解体工事の敷地と申請人ら建物の敷地との間に防音パネルを設置したことを回答し、さらに提案として、本件解体工事の敷地と申請人ら建物の敷地との間に設置した防音パネルに防音シートを追加設置すること、申請人ら建物の窓に防音カーテンを設置することを提案し、申請人 b の転居費用の負担については応じられない旨回答した（丙 7）。その後、被申請人らは、前記(4)のとおり、防音シートを追加設置したが、防音カーテンは申請人らの了解が得られなかったため、設置しなかった。

その後、申請人らは、同年 8 月 1 0 日、本件裁定申請をした。

2 不法行為の成否（本件解体工事による騒音振動が受忍限度を超えるか）

(1) 騒音及び振動被害が一般社会通念上受忍すべき程度を超えるか否かは、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の態様と侵害の程度、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するなど諸般の事情を総合的に考察して、これを判断することが相当である。

(2)ア 被侵害利益の性質、内容について

申請人らは生活上の平穏が害されることを主張しており、それ自体保護に値する利益であるが、それらが侵害される程度をみると、上記認定事実によれば、少なくとも申請人 a については隣接する工房での仕事前の時間帯や昼休憩などの休憩時間などの限られた時間であって、1 日のうち工事が実施されている時間全体ではないことからすると、生活上の平穏が害されたのは限定されたものといえる。

イ 侵害行為の態様，侵害の程度について

(ア) 騒音及び振動の程度

本件解体工事の作業内容及び騒音測定データからうかがわれる騒音の傾向からすれば，騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動していると考えられることから，評価指標として  $L_{A5}$  を用いるのが相当と考えられるところ，前記認定事実(5)によれば，特に騒音が大きかったと認められる平成27年7月下旬から8月下旬にかけての時期における，申請人ら建物近傍での騒音レベル ( $L_{A5}$ ) は，おおむね60 dBから70 dB程度であり，最大でも76.7 dBであったこと，前記認定事実(6)によれば，豊島区役所の測定結果においても騒音レベル ( $L_{A5}$ ) が71 dBから74 dBであったことが認められる（なお，被申請人dの測定データや豊島区役所の測定データを申請人らの居室における騒音レベルと同様に扱ってよいかについては，それぞれの地点と騒音発生源となる本件各建物との距離の差が数m程度であることからすれば，同様に扱うことに支障はないといえる。）。特に，特定建設作業が実施された平成27年6月26日から同年7月18日については，証拠となる騒音測定データがない，あるいは一部存在するのみであるが，騒音規制法による基準値を超える測定データは提出されておらず，同年7月10日以降の測定データ及び豊島区役所の測定データを考慮しても，同期間に騒音規制法による基準値を超える騒音が申請人ら建物敷地に生じていたとは認められず，上記特定建設作業以外の期間についても，上記の騒音規制法上の基準値を超えるような騒音が発生していたと認めるに足りる証拠はない。したがって，本件解体工事における騒音が騒音規制法等の法令に違反する状態であったとはいえない。

この点，申請人bは，申請人ら代理人弁護士を通じて被申請人らに送信したFAX（甲15）において，平成27年5月12日及び26日騒

音のために寝てられない旨、同年6月6日騒音のため胸が痛くなり病院で治療を受けた旨、同月15日騒音が激しい旨を伝えたことがうかがわれるものの、各日の工事内容（丙12）をみると、同年5月12日はA棟、B棟及びC棟の各内装材搬出が行われ、使用された重機はバケットの容量が0.1m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.45m<sup>3</sup>のバックホウ1台であったこと、同月26日はB棟の鉄骨階段解体工事及びC棟の鉄骨屋根解体工事が行われ、使用された重機はバケットの容量0.1m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.45m<sup>3</sup>のバックホウ1台であったこと、同年6月6日は、A棟及びC棟の足場工事、B棟の庇解体工事が行われ、使用された重機はバケットの容量0.1m<sup>3</sup>のもの1台、0.25m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.45m<sup>3</sup>のバックホウ1台であったこと、同月15日は、A棟の碎石搬入、C棟の屋根解体工事が行われ、使用された重機はバケットの容量0.1m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.25m<sup>3</sup>のバックホウ1台、0.45m<sup>3</sup>のバックホウ1台であったことがそれぞれ認められ、各工事内容や使用された重機からすれば、測定データの存在する平成27年7月10日以降よりも騒音の程度は相対的に小さいといえ、客観的にも騒音の程度が大きい状態であったと認めるに足りる証拠はない。また、そもそも申請人bは、本件裁定手続において申請人bが問題としていたのは、騒音よりも振動である旨主張したこと（第1回審問期日調書）からすると、甲15号証の記述をもって、騒音の程度が工事開始当初から大きかったとみることに疑問があるといわざるを得ない。

次に、振動については、本件において本件解体工事期間中を通じた形での振動測定の結果が証拠として提出されていないが、前記認定事実によれば、申請人bは、平成27年7月ころの本件解体工事中の時点では、振動の苦情を述べていたと認めるに足りる証拠はなく、そのような苦情があれば、被申請人らが振動の測定についても実施していたであろうこ

とがうかがわれるから、振動に関する明確な苦情はなかったものといえる。したがって、本件解体工事において振動規制法の定める基準値を超える振動があったと認めることはできず、これを認めるに足りる証拠もない。

(イ) 騒音対策について

「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱（平成18年3月31日清掃環境部長決定）」は、第5条において、発注者等は、解体工事による紛争を未然に防止するため、周辺的生活環境への配慮に努める責務があることを定め、生活環境への配慮として、第6条において、油圧式等の低騒音・低振動型の建設機械の使用に努めること、騒音対策及び安全対策のため、仮囲いや養生シート等を設けるよう努め、また、隣接住民の生活が著しく阻害される騒音が発生すると想定される場合は、防音シートや防音パネルの設置に努めることなどを定めている（乙4）。

前記認定事実(4)によれば、被申請人らは、上記要綱に則り、本件解体工事前にA棟及びB棟を防音パネルで囲い、C棟の申請人ら側の一部を防音パネルで覆うという騒音対策を講じたほか、申請人ら建物敷地の境界付近に防音パネルを設置し、申請人らからの騒音の苦情に対し、防音シートを設置するなど可能な限り騒音対策を実施していたものといえる。

ウ 総合判断

以上のことからすると、申請人aにつき、本件解体工事自体に公共性、公益性があるとはいえず、申請人aが主張する生活上の平穏は保護すべき利益であるものの、侵害行為の態様、侵害の程度からすると、本件解体工事における騒音の程度は、騒音規制法等の法令に違反する状態であったとはいえず、工事期間を通じて同程度の騒音が継続していたのではなく、特

に大きな騒音が発生したのは工事期間中の一部の期間であったと考えられること、他方、被申請人らにおいて騒音対策を講じる努力を可能な限り図り、本件解体工事による申請人らへの影響を可能な限り配慮する姿勢で対応していたといえること、振動についても振動規制法等の法令に違反する状態であったといえず、申請人らが主張する震度3と同程度であったとはおよそ認め難いこと、その他申請人aの居室における生活状況からすれば、生活上の平穏が害されたのは昼の休憩時間や土曜日など限定された範囲であったといえることなど、諸般の事情を総合すると、申請人aについて本件解体工事による騒音及び振動の被害は受忍限度の範囲内にとどまるものというべきである。

また、申請人bにつき、本件解体工事自体に公共性、公益性があるとはいえず、申請人bが主張する生活上の平穏は保護すべき利益であり、その生活状況からすれば、ある程度支障が生じた可能性は否定できないものの、侵害行為の態様、侵害の程度からすると、本件解体工事における騒音の程度は、騒音規制法等の法令に違反する状態であったといえず、工事期間を通じて同程度の騒音が継続していたのではなく、特に大きな騒音が発生したのは工事期間中の一部の期間であったと考えられること、他方、被申請人らにおいて騒音対策を講じる努力を可能な限り図り、本件解体工事による申請人らへの影響を可能な限り配慮する姿勢で対応していたといえること、申請人bが特に問題があったと主張する振動については、その程度を客観的に裏付ける測定データはなく、振動規制法等の法令に違反する状態であったといえず、申請人らが主張する震度3と同程度であったとはおよそ認め難いことなど、諸般の事情を総合すると、申請人bについて本件解体工事による騒音及び振動の被害は受忍限度の範囲内にとどまるものというべきである。

そうすると、申請人らの本件解体工事による騒音及び振動の被害について

て不法行為は成立しないというべきである。

### 3 損害（相当因果関係も含む）について

- (1) 申請人 a は、貸し茶席の逸失利益を損害として主張するが、貸し茶席に関する申請人 a の主張を裏付ける証拠はなく、上記損害と本件解体工事による騒音及び振動との間に相当因果関係があることを認めるに足りる証拠もないことからすると、申請人 a のかかる損害の主張は理由がない。
- (2) 申請人らは、慰謝料の支払を求めるが、前記 2 (2) ウに説示のとおり、本件解体工事における騒音及び振動が受忍限度を超えるものとは評価できず、不法行為は成立しないから、被申請人らに対し、不法行為に基づき慰謝料の支払を求める申請人らの主張は理由がない。
- (3) 申請人らは、引越費用相当額を損害として主張するが、上記のとおり、本件解体工事における騒音及び振動が受忍限度を超えるものとは評価できない以上、引越の必要性を認めることはできず、その必要性を認めるべき特別の事情も認められない。

また、申請人らは、引越後の賃料の支払が相当因果関係のある損害であると主張するが、上記のとおり、引越の必要性を認めることができないから、申請人らの主張は理由がない。

以上のことから、引越費用や引越後の賃料に関する主張も理由がない。

### 4 結論

以上によれば、申請人らの本件裁定申請はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成 28 年 6 月 21 日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 柴山秀雄

裁定委員 富樫茂子

(別紙省略)